《紹介・翻訳》

メーガン法(性犯罪者の地域告知法) ――ウィスコンシン州における調査結果――

加藤直隆

はじめに

いわゆるメーガン法は1994年7月にニュー・ジャージー州で起きた当時7歳の少女 Megan Kankaの隣人による強姦殺人事件をきっかけとして生まれた。この事件の犯人は、向かいに住む33歳の男で、3回の性犯罪歴があった。メーガンさんの母親が事件後、立法請願運動を組織し、同州でメーガン法の制定を実現し、さらに2年後の1996年5月クリントン政権下で連邦法Violent Crime Control and Law Enforcement Act of 1994, 42 U.S.C. 1407 (d). にまで発展させたことで有名である。 同連邦法は連邦予算の受領条件として、州の法務長官に14歳以下を対象とした性犯罪者の登録と地域告知とその施行ガイドラインの策定を要求し、50の州及びD.C. はこれに対応した法を施行してきた。各州の施行状況は性犯罪者情報の告知の仕方によって大別して三つのタイプに分けることができたが、最近の各州の法改正等によるインターネット公開の増加で、その境界は揺らいでいる。

メーガン法をめぐってインターネット上には多くのサイトがあるが、全米50州のメーガン法をリンク付けている http://www.klaaskids.org/によれば、42州が様式は様々であるがインターネット上に公開し、およそ378,319名(50州+D.C.,2001年5月16日現在)の性犯罪者が登録されているという。筆者は30を越える州がインターネットで公開していることを確認したが、そこでは3段階に等級付けられた内の再犯性が最も高いとされる階級が公開の対象とされ、氏名、住所、生年月日、人種、身長、体重、髪の色、瞳の色、

犯罪歴等が掲載され、顔写真が付されているものがほとんどである。アクセス方法は、調べたい地域の zip コード、都市名などの住居情報、頭文字などの人名に関する情報を打ち込むものが多く、世界中の誰もが簡単にアクセスすることができ、デートの前に相手をチェック、転居の前に移転先の住民をチェックなどという現状が報じられている。

その公開をめぐってはペンシルバニア州などにおいて二重処罰にあたり憲法違反であるという訴訟もあった。性犯罪者(ハイリスクの性犯罪歴を有する者)の人権よりも、住民の知る権利の方が大きいという主張は、何よりも自分の身の安全、子どもの安全を主張する大衆の声を背景としてある。しかし性犯罪の抑止に連なるかどうか疑問の余地もあるところである。性犯罪者の一層の社会不適合性を煽るにすぎないのではなかろうか。

韓国政府の青少年保護委員会が今年4月23日,援助交際やレイプなどの性 犯罪で有罪判決が確定した人物の氏名,年齢,職業等の公開を決定し,官報, インターネットなどに掲載したが,韓国では同姓同名が多いなどの理由によ る混乱も報じられている(2001年4月24日毎日新聞)。

本稿はメーガン法のウイスコンシン州における影響について調査した報告書, 2000年12月に司法省NIJリポートとして公刊されたもの, Sex Offender Community Notification: Assessing the Impact in Wisconsin By Richard G. Zevitz and Mary Ann Farkas を紹介したものである。

なお本原文は http://www.ojp.usdoj.gov/nij からアスキーファイルないし pdf ファイルとして入手可能であり、筆者が担当する英書文献講読の教材として学生諸君の関心を考慮して採用したものである。

(邦語文献)

板倉宏 野崎節子「Megan's Law—性犯罪者情報公開法」司法研修所紀要第10巻 (1998) 47頁以下。平山真理「刑事司法制度における犯罪被害者の権利擁護につい て一アメリカ合衆国のメーガン法の検討を通して」日本犯罪社会学会第26回大会 報告要旨集(1999) 58頁以下。

性犯罪者の地域告知

――ウィスコンシン州における影響評価――

Richard G. Zevitz and Mary Ann Farkas

性犯罪者の刑務所からの釈放に対する公衆の関心の高まりに呼応して、連邦政府と全50州及びD. C. は、一括して「地域への告知法」と総称する法を可決した。これは、そうした犯罪者が居住することになる地域社会に対し、彼らの出所の告知を認容もしくは要求する法である。これらの法の一般的な目的は、被害者となる可能性のある人々に、有罪判決を受けた性犯罪者が近隣に住むことを告知することにより、性犯罪の被害を抑止することにある。

この法は、州・地方の行政機関の関与のレベルにおいて、非常に複雑多様であるが、基本的な三つの告知タイプがある。多くの州は地方及び郡の法執行機関に、有罪宣告を受けた性犯罪者に関する情報を大衆に公表すべきかどうかの決定権を与えている。ウィスコンシン州もそうした州の一つである。これらの州においては、法執行機関は一般に、公表すべき情報の量、告知の方法及び範囲を決定する。

第二のタイプの告知法のもとでは、大衆の一人一人が、政府管理の中央登録所から地域に住む有罪宣告を受けた性犯罪者についての情報を要求できる。私人としての市民は、中央登録所への電話、ウェブサイトへのログオン、あるいは関連情報を含む CD-ROM により、地方の法執行機関にあるバインダーの登録情報にアクセスできる。もっとも有名なものとして、カリフォルニア州及びフロリダ州がこのタイプの告知プロセスを用いており、住民がそうした情報にアクセスする必要があるかどうか、またその時期を決定できる。

第三のタイプの告知法はルイジアナ州においてのみ用いられているが、児童への性犯罪でパロール(仮釈放)中の犯罪者に、自分が居住しようとする場所の住民に対し、自らを性犯罪者と名乗ることを求めている。

地域への告知に関するジレンマは、犯罪者をその地域内によりよく再統合

する必要性と、大衆の知る権利との間でバランスを取るところにある。他の49の州と同様に、ウィスコンシン州も、州の「性犯罪者の地域への告知法」を通じてこうした相対立する利害に等しく重きを置くよう努力している。こうした努力をするに当たり、警察は、地域への告知について様々なアプローチを試みた。その中には、地域の集会、ニュース発表、インターネットへの掲載がある。

現在までのところ、性犯罪者の地域告知に関する調査研究はその性格上限定されている。その告知プロセスにもっとも影響を受けたものとして、単一の州という優位な立場からの体験については、包括的な研究は無い。このNIJ後援の研究は、住民、法執行機関、プロベーション(執行猶予付き保護観察)及びパロール(仮釈放)官、そして性犯罪者自身に対して、地域告知が及ぼした影響を研究することによりその格差を埋めようとしたものである。ここに報告するケーススタディはウィスコンシン州に焦点を合わせたものであり、以下の情報を含む。

- * 同州全域で行われた22の地域告知集会の出席者704名の地域住民についての調査と、告知集会の直接的観察。この調査はこれらの集会を扱った。大都市、郊外地区、地方郡区及び小村において開催された。
- * 同州全体の法執行機関のフィールド観察と組み合わせた312の警察・シェリフ機関の、州全域にわたる調査。この調査ではその188機関から有用なデータを得た。この調査には同州の全72の sheriffs' departments、同州の240の警察機関からなる体系的なサンプルが含まれた。
- * ユニット・レベル及び地区レベルでのフィールド観察と組み合わせた 一77のサンプル一性犯罪取扱件数を有するユニットからの128名のプロベーション及びパロール執行官及び監督官に対する州全域調査。この調査には性犯罪者の専門職並びに非専門職すなわち「包括的」職員の両者が含まれた。この非専門職にはその取扱件数中にかなりの人数の性犯罪者がいた。

* 30名(全44名中)の有罪宣告を受けた性犯罪者との直接面談。これらの犯罪者は同州全域に住んでおり、地域告知/ニュースメディア公開の対象となった。

この調査結果は、一般に、地域告知が、立法政策立案者が意図したとおりに用いられ、すなわち地域の保護を促進するために用いられたということを示している。しかしながら、告知によって大衆をインフォーマルな地域監視ネットワークに巻き込む決定は、地域の不安の増幅、犯罪者の再統合を阻む、また、機関の資源を使い尽くす、といった犠牲を払って行われる。本稿はこの研究の重要な成果を要約し、上記の観点から、地域告知の観察によって導き出された政策を検証する。

告知集会の調査結果

1998年1月から1998年9月半ばまでに、調査者は、大都市から近郊の地区や小さな村までに及ぶ、ウィスコンシン州全域の16カ所22地域告知集会を調査した。同州の全地区が含まれた。この調査は告知集会に出席した地域住民を対象としたため、集会出席者のサンプルが得られた。約800名の参加者が調査アンケート用紙を渡され、704名が用紙に記入し、集会を終える際に返却した。多くの集会は学校の視聴覚室などで夕方に開かれ、出席は(公式の司会者を除き)6名という会から108名の会までに及んだ。この調査の目的、アンケート用紙の記入方法の指導は、調査が行われたすべての集会で説明された。参加が自発的な性質のものであること、回答は無記名であることが強調された。

この調査では出席回答者の27%(188名)が、ニュースメディアにより集会を知らされたことが分かった(図1)。59%(412名)は、集会の目的が、その地域に釈放予定の特定の犯罪者を地域に知らせることにあると認識した。21%(201名)は、集会の目的が「性犯罪者を地域に入れることへのリアクションを和らげること」と思っていた。

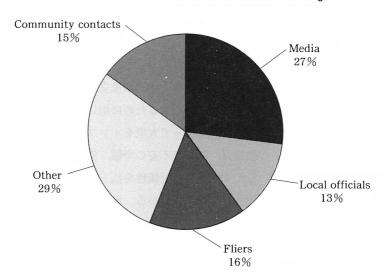


Exhibit 1. How attendees were alerted to the notification meetings

回答者が集会について認知していた目的より、告知集会から予期される結果について、回答者の間に、より大きなコンセンサスが見られた。多肢回答の質問では、回答者の80%(560名)が「犯罪者が与える潜在的な脅威から守るためにできるだけ多くの情報を得る」ことを望んだ。回答者のうち、「犯罪者をその地域に入れることに対して責任を有するものに責任を負わせる」ことを望んだのは5%(38名)に過ぎなかった。重要な点は、第一位の期待すなわち有用な情報を収集することが叶ったように思われることである。

出席回答者の56%は集会から得た情報が非常に役立つと評価, さらに36% の人は中位に役立つと思い,自分が出席した会にほとんど何の価値も見いださない人はわずか5%に過ぎなかった。地域告知集会が情報を提供することに対しては全般に好意的な反応があったが,集会の回答者が近隣に住む性犯罪者について抱く感情という点では全く異なった。告知集会に出席した住民は,自分の地域にいる当該の性犯罪者について関心 concern の度合いを尋ねられた。集会の後には,調査回答者の38%は関心が高まり,27%は変化無し,35%は以前より関心が低くなった。

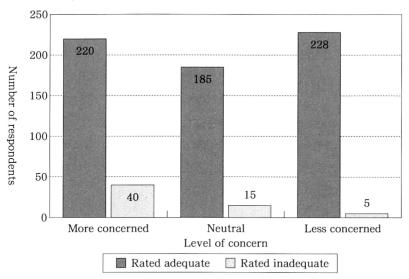


Exhibit 2. How attendees rated the amount of information provided by level of concern

出席者が地域の告知集会の後に懸念/関心のレベルが高まったと感じたか どうかは、集会から得られたものに対する期待がどれほど現実的であるかと いうことと深く関連するようである。犯罪者を自分の地域に入れた当事者に 青仟を負わせようと思ってやってきたり、または転居したいとか入れること を妨げたいと思った出席者は失望することが多かった。当然ではあるが、こ れらの人々は累積回答者4人中1人の割合となり、犯罪者に対して「以前よ り関心が高まった|回答者のうちで最大の割合を有するグループを構成した。 重複回答ということを考慮に入れても、公務員に責任を負わせようとか、性 犯罪者である住人を抑止または除去しようと思って来た出席者のうち、およ そ67%が「以前より関心が高まった」と感じて会を後にした。

回答者はおおむね出席した集会で提示された情報量には満足したが、十二 分な情報の量は回答者の心配 anxiety の度合いに何ら影響しない(図 2)。 この調査結果は、居住者となる特定の性犯罪者に関する情報、および法が地 域に与える限られた選択肢に関しては明白に当てはまった。たとえば,回答 者の71%はコミュニティの法に則した選択肢に関して提示された情報量を適切と判断したが、懸念の度合いが以前より減ったと感じて会を後にした回答者は35%に過ぎなかった。それゆえ、集会出席者は、この法律とそれを執行する職員一警察官及びパロール職員一が自分の地域に入ってくる性犯罪者を取り扱うための法的代案をほとんど用意していないことを認知したと思われる。ある意味で、告知集会調査の最も重要な調査結果は、告知集会を成功させる因子(すなわち、十二分の量の有益な情報を与えること)と、出席者の間にある高いレベルの懸念とが反比例することであろう。多くの出席者はこうした集会から情報は増えたがなお、不安感、不満足感を抱いて会を後にし、こうした感情は最終的に性犯罪者に集約された。

告知集会調査から導かれること

調査結果は、地域告知法が成し得ると思われること、そして成就し得ないと思われることの実体について大衆を教育する必要があることを示している。大衆には、性犯罪者が与えるリスクについて十分に知らされる権利があるが、同時に、告知法が性犯罪者を自分の近隣から除去しようとする訴求権 recourse を住民に与えるものではないということを理解しなければならない。代わりに、法執行は告知情報を誤用して性犯罪者に暴力を加えた場合には住民にペナルティを課すと警告する。このメッセージが明確に伝わらない限り、地域告知集会は犯罪者の懲らしめあるいは嫌がらせが増大する準備段階的な端緒となる危険性を有している。たとえば、告知法の機能と実際上の限界を説明するデータが、刑務所から釈放された性犯罪者と大衆の両者に対して、法執行機関と矯正機関の責任を詳説するために用いられることもある。他の教育的パンフレットは大衆が性的被害から身を守る方法について有益な情報を提供し得る。もし大衆が、地方当局が用いる保護手段と、必要な公的予防措置をもっとよく理解すれば、不安や無力感は減るであろう。

法執行機関の調査の結果

法執行関連の調査のために、地方及び郡の312法執行機関の抽出サンプルが選出された。188がアンケート用紙に書き込み返送し、その回答率は60%であった。回答を寄せた機関は、警察142署(警察署サンプルの59%)と46(4)シェリフ局(シェリフの64%)から成った。回答した機関のうち34%は人口1万人以下であり、15万人以上の人口を受け持つのはわずか2%であった。回答したシェリフの半分以上(57%)は39000人以上の住民を有する郡を受け持った。

このサンプル中の各機関には、新しい法律とその条項に対する意見の評価を目的とする項目を含めたアンケート用紙が郵送された。調査にはまた、この法の要件を履行する際に用いる政策及び実践を特定する意図が含まれた。 告知の職責を実行する際に諸機関が体験する特定の問題領域もしくは困難性を調査するために、自由回答式の質問が盛り込まれた。この法に関する二つの地区の法執行研修会における非関与観察は、地域告知に関する関連問題及び懸念を強調する点で、この調査の有効性を高めた。

方針及び実践

調査対象の法執行機関は大体において性犯罪者の地域告知を担当する立場にあった。ウィスコンシン州矯正局(DOC)は、ウィスコンシン州警察庁及び同州シェリフ協会と協力して、「性犯罪者登録と地域告知・ウィスコンシン州法執行ガイドライン」を作り、大衆に性犯罪者について告知する地方または地区チームのアプローチを奨励した。このアプローチは、法執行、矯正、その他の機関が告知プロセスを実行する際に共同して検討・企画・決定することが盛られている。

調査データの示すところでは、回答した法執行機関の86%がウィスコンシン州ガイドラインを熟知していた。66%がこのガイドラインを反映させて政策及び手続きの文書を作成したと報告した。73%の機関は性犯罪者に関連す

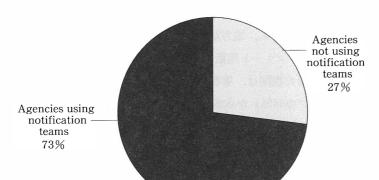


Exhibit 3. Law enforcement use of interagency notification team approach

る決定に際し、機関相互の告知チームを利用(図3)、そして90%は矯正職員がこのチームに参加していると語った。

このプロセスにおける役割をさらに明確に示すものとして,このガイドラインは,制定法の命令がない場合に,また事例が告知の要件を充足する場合には,これらのチームに,リスク評価に基づく三層レベル告知システムを用いるよう勧告していた。第1層レベルのケースは告知を特定の領域の法執行機関に限定する。第2層レベルのケースは,学校,デイケア施設の運営者,その他に的を絞った告知を用いる。第3層レベルは,地域集会,ニュースメディアでの発表その他へと広げた告知を内含する。サンプル中のウィスコンシン州法執行機関の82%がこの性犯罪者告知用の三層レベル告知システムを用いた。

回答を寄せた機関の14%は告知法施行後1年間に少なくとも一つの第3層レベルの告知を実施したと述べた。このうち54%の機関はこの間に少なくとも一つの第3層レベルの地域告知を行った。調査結果から、一般に、告知集会が特定の話題に関する情報の提示を巡って構築されることが分かった。集会では、すべての法執行機関は性犯罪者に関連するときにはこの法律についての情報を提供すると報告した。回答を寄せた機関の半数以上55%は、典型

的な性犯罪者の行動についての公衆教育及び目標硬化予防措置についても議論されたと報告した。集会を経験している92%の回答者によれば、矯正の代表者はその地域告知集会において共同発表者であった。

集会を経験したことのある回答を寄せた機関の92%は、公衆が最も懸念を表明した点は、①問題とされている性犯罪者の被害者となるのではないかという恐怖、②犯罪者の犯歴と現在の有罪宣告、そして③地域においてその犯罪者を監視する責任の所在の特定、についてであった。これら機関の83%は、出席者の関心が、性犯罪者が自分の近隣に入る理由を見いだすことにあると報告した。地域告知集会でこれら共通の関心がどのように扱われるかは機関により様々であった。本研究の対象となった集会で行われた観察に基づけば、出席者の疑問と関心、そして発表者の回答は集会の成果にとって決定的となり得る。残念なことに、このガイドラインは地域告知集会の運営法についての助言はいっさい提示しておらず、回答者のうちでこのテーマについて書面で方針を展開したものは一つもなかった。

問題点の報告

多くの法執行機関は、告知法の要件を履行する上の問題はほとんどないと回答した。唯一の例外は労働の財源と思われるが、 2/3以上の法執行の回答者はこれを懸念の理由と認めた。多くの回答者は、地域告知に必要な労働を州による財源のない命令と見なした。58%の機関がこの法律が作業負荷を増やしたと述べ、1/4以上がこの法律が機関に緊張を生み出したという不満を表明した。およそ1/3の回答者は、各機関がメディアの扇情主義(16%) や公衆の過剰行動(16%)といった新たな問題に遭遇したと指摘した。同法施行以来、性犯罪者に対する嫌がらせの事件を報告した機関回答者はわずか6%であった。これら事件の多くは、微罪とみなされる侮辱や侮蔑などであった。公然と行われた自警行為として一件が報告され、それは性犯罪者の乗用車への損壊を有するものであった。性犯罪者への嫌がらせを報告する機関の67%は、その嫌がらせの原因が地域における告知に起因するのか

別の要因によるものかについては不明とした。

回答を寄せた機関は一般に、新法により生じた新たな職務がそれから生まれる利点で相殺されると考えていた。回答を寄せた多くの機関は、同法の登録規定がもたらす情報共有の増加という明白な利点を認めていた。しかしそれら機関は、地域告知により生み出されるよき効果について、確信をあまり有していなかった。複数回答ではあるが、49%の機関が、告知は性犯罪者についての情報の流れを今後の捜査の助力となるような方法で容易にすると考え、48%が、地域で情報を共有することで性犯罪者の監視を高めると考え、わずか41%が可視性を高めることで性犯罪者の行動の管理及び封じ込めを向上させると考えているに過ぎなかった。

法執行機関の調査から導かれるもの

これらの調査結果は地方及び郡の法執行機関が以下の点を考慮すべきことを促している。

- * 地方もしくは地区の機関相互のチームを用いて、性犯罪者についての地域告知の計画運営の促進。この情報共有及び問題解決のアプローチは機関が制定法上の責務を履行する上で助力となるであろう。その実務はうまく機能しており、継続すべきである。
- * 地域告知集会を開催するための指針及び手順書の作成。地方の方針は、 集会の予告、特定の性犯罪者についての的確な情報の頒布(釈放場所 を含む)、質問への回答、特定の犯罪者の釈放に対する否定的反応・ 敵対的反応への対処、等の問題と取り組むべきである。
- * 法執行職員が性犯罪者に関する事件情報を管理し、登録及び告知義務 の取扱いに必要な訓練及び超過勤務の費用への連邦及び州予算の充当。 法執行がこれら任務に新しい技術を利用する資金も供給されるべきで ある。

プロベーション/パロールの調査結果

この調査はプロベーションまたはパロール下にある性犯罪者を定期的に扱う 直接監督スタッフおよび扱う訓練を受けた間接監督スタッフを対象とした。 これらの州職員は州内の8地区に従事する。多くはSO-ISP(性犯罪者集中 監視対策 Sex Offender-Intensive Supervision Program) 官及び SO-ISP 補助官と称される。その監視対策担当班少数の SO-ISP 補助官もまた調査対 象となった。相当数の性犯罪者を担当する専門職員または包括的職員がこの 調査に含まれた。調査文書を受け取った128名中77名が調査にデータを提供 した。これらの回答者の担当地域は、州内の全人口分布に基づいている。執 行官の53%は都市部を担当、30%は田園地帯を担当した(図4)。

調査中の地区担当班の監視対象の性犯罪者数は大きく異なった。都市部担

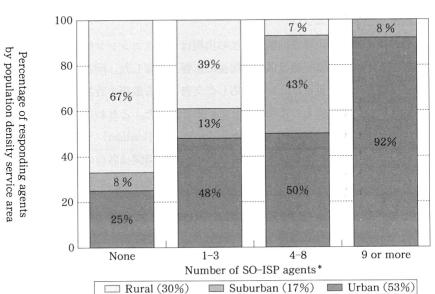


Exhibit 4. Number of SO-ISP agents by type of community

^{*} Four respondents answered "other" or did not answer.

当班の11名の回答者はそれぞれの担当班において200人以上のプロベーション中の性犯罪者を、そして60人以上のパロール中の性犯罪者を監視した。これと対照的に、田園または郊外の担当班の回答者20名は、その担当班内でプロベーション中の性犯罪者40名以下、パロール中の性犯罪者11名以下を監視した。 SO-ISP 官の取扱件数が予算上の制約のため25名とされているので、地区担当班は非 SO-ISP 専門官に、とりわけミルウォーキー及びマジソンを除く担当地区において、様々な人数の性犯罪者を監視するよう求めた。

プロベーション/パロール集会における機関職員と監督官は、調査者が関連する問題及び関心の解明に協力した。彼らのコメントや示唆はその後アンケート中に組み入れられた。調査項目は性犯罪者の管理監督についての、また機関職員の特定の告知責任及び職務についての質問から成った。同法に関する職責を履行する際の諸問題を解明できるように、自由回答式の質問を含めた。

政策及びトレーニング

1997年 6 月の性犯罪者地域告知法の出現はウィスコンシン州の性犯罪者を監督するすべての機関職員に直接間接に影響を及ぼした。回答を寄せた89%の機関職員及び監督官は同法に対応した文書による最新の政策、指令、管理手続きについて職務上の知識を有していると述べた。とりわけ、これらの変更は S B N (特別公表告知 Special Bulletin Notification)プロセスの設立を含んでおり、これに基づき地方及び郡の法執行機関は各自の地域へ釈放される特定の犯罪者に関する詳細な情報を D O C (矯正局)から受け取ることが出来るようになる。また同法はプロベーション、パロールまたは条件付き監視を条件として性犯罪者の定期的なうそ発見器テストを認めている。全回答者中71%が担当班の監督官のために特別管理トレーニングを行い、93%は機関職員のために特別法律トレーニングを行った。実数としては、この調査における19のうちただ一つの担当班で、少なくとも1名の機関職員が告知法の規定による訓練を受けなかった。回答者の55%は、その担当班でそのよう

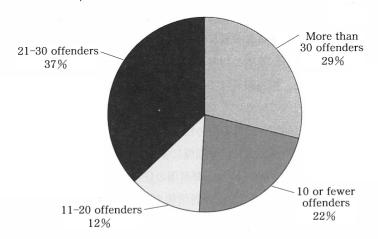
に訓練された1名から5名の機関職員を有したと答え、29%の回答者は9名以上と報告した。しかしながら、大多数の回答者(84%)の指摘では、その担当班の構成員は新法が機能する方法に関して他の機関代表者(法執行者、被害者及び目撃者のコーディネーターなど)との事前準備会合に加わっていた。これらの準備会合はDOC告知専門官がしばしば実施し、最終的には実地訓練とほぼ同じ目的を果たした。

つまり、これらの結果が示すのは、同法履行の責任を有する機関職員及び 監督官は、DOC政策を熟知しておりこの政策の訓練を受けているというこ とである。

労働負荷 (仕事量)

この調査において、機関職員が取り扱う性犯罪者の平均的件数は実件数25件であった。しかし9名の機関職員は40名以上の監督すべき性犯罪者を、また9名中6名(ほとんど都市部の機関職員)は50件以上を有していた。プロベーション/パロールの回答者の29%は30名以上の性犯罪者を監督しなければならなかった(図5)。37%は、取扱件数上、平均21~30名の犯罪者を担

Exhibit 5. Average number of sex offender cases per probation/parole respondent



当していた。多くの性犯罪者事件、とりわけSBN(特別公表告知)事件と称されるものに必要な集中監視は、その資源はすでに枯渇しているのだがプロベーション/パロール担当班の負担する件数に加算された。監視の資源を極大化するために、これらの班の多くは地域内の中~高程度リスクの性犯罪者を監視する目的で法執行職員と密接に協力して任務に当たる。法執行が、集中監視下にある性犯罪者の情報を共有し監視を共同して行うため、犯罪者は不法な行為に携わりにくいと考えられる。

取扱件数が多いものには、高リスクの性犯罪者に求められる集中監視を必要としない低リスクの性犯罪者事件(非暴力犯罪、重罪の前科なし)が含まれた。それにも関わらず、地域告知法は同州全域でプロベーション/パロール担当班の労働負荷を著しく増加させた。地方及び郡の法執行職員がその管轄への釈放について知らせるSBN特別公表告知を受け入れると、通常、地域告知のレベル・範囲・方法を決定するための手続きが始まる。こうしたSBN事件を担当するプロベーション/パロール官は、その班の監督官と共にその手続き及び必要な追跡調査の中核を形成する。

調査回答に基づけば、性犯罪者担当の職員の64%はその取扱件数中少なくとも5件のSBN事件を担当すると報告した。一般に、職員はSBN事件を告知法(この法はすべての高リスクの性犯罪者事件を遡及してSBN事件とするものではない。それ故多くの職員の取扱件数中には両者が含まれる)以前の、同じ高リスクを有する非SBN性犯罪者事件以上に監視と接触を必要とすると見なしている。回答者の74%によれば、SBN犯罪者が施設拘禁から釈放される前でさえ、担当職員はこの事件の様々な局面で法執行その他の人々と共に任務に当たっている。

SBN事件の取扱は1997年6月以前の性犯罪者事件を上回る労働負荷を要求し、機関職員にも担当班監督官にも同様に多様な問題を提示した。多重回答の質問への回答で、機関職員は、犯罪者用の住宅を定めること(66%)、メディアへの対処(40%)、適切な犯罪者情報を得る(31%)、そして、SBN事件という特殊性に基づく上司からのプレッシャー(13%)、を問題点と

してあげている。自由記述式回答では、公表された性犯罪者のために住居地 を見つけるにはフラストレーションが溜まる、と回答を寄せるものが多い。

調査回答に基づけば、SBN事件を扱うプロベーション/パロール職員は非SBN性犯罪者を担当する機関職員よりも、担当する性犯罪者の被害者により多く時間を注ぐ傾向にあった。SBN性犯罪者事件は、非SBN性犯罪者事件(20%)よりも被害者とのコンタクトに関わる割合が高かった(33%)。被害者へのアドバイス、被害者の家族へのアドバイス、あるいは性犯罪者の立場の重大な変化についての被害者支援団体へのアドバイスも含め、性犯罪者の立場に関わる情報伝達の継続は、釈放後の監督中のコンタクトとして最も典型的なものであった。機関職員が、プロベーション/パロールについて、接触しないという条件または賠償という条件を遵守させるというような、被害者に関する任務を相当に重視する事件では、被害者との友好的な関係の構築は、職員の時間と精神的エネルギーの負担の増加を来たす傾向にあった。

労働負荷についてさらに考慮すべきことは、釈放取り消し前サンクションに及ぶ、時間・事務処理・機関職員及び担当班監督官の努力であった。サンクションは通常、プロベーション/パロールの条件を遵守しないという嫌疑をかけられた性犯罪者の行動を管理するために用いられる。例えば、電子機器による監視はサンクションの一つである。調査回答者は、性犯罪者が関わる事件において、SBN事件が58%という、釈放取り消し前サンクションとして非SBN事件44%より高率の電子機器監視を報告した。

SBN事件に関連する労働負荷についての最後の考察は、機関職員及び担当班監督官と地域告知集会との関わりについてである。調査回答者の46%が、自分の職務の一部として少なくとも1回、時には6回以上、集会に出席したと報告した。これら集会を担当した機関職員及び担当班監督官の69%は、さらに、発表者の一人として任務を行ったと述べた。任務は通常、数日間の準備期間を必要とした。さらに、回答者の83%が、担当班内の他の人々とともに、地方及び郡の告知集会の計画・組織化に加わったと報告した。これは集

会一回当たり約40時間の職員の労働に相当する。

職員及び担当班監督官の両者とも、時間と労力をSBN事件に大量投資するために他の事件への取り組みがおろそかになることが多いと回答した。「あなたの他の取り扱い事件は一時保留のままにせざるを得ない、というのもあなたの時間はSBN性犯罪者の釈放ですっかり使い果たされるから」と説明する回答者もあった。

プロベーション/パロール調査が導くもの

これらの調査結果は、以下の三つの論点を、プロベーション/パロール官、 監督官及び機関職員ばかりでなく州及び地方の政策立案者にも考察するよう 指摘する。

- * 性犯罪者を監督するよう任命されたプロベーション/パロール職員と、 法執行に関わる職員との間の密接な職務関係を育成すること。地域告 知集会を計画準備する際に多くの担当班が法執行と協力したという事 実は明白であったが、この協働は地域社会の性犯罪者の行動を監視し 制限するという、多大な労力を要する職務にも振り向けられる必要が ある。チームとして働けば、矯正の専門家と法執行の専門家がチーム を組むことによって現在のそして将来の問題に最もうまく対応し解決 することが出来る。
- * 性犯罪者の集中監督に必要十分な数のプロベーション/パロール職員 を雇用し訓練するための予算を追加すること。性犯罪者の危険性についての集中的・プロアクティヴな監督は慎重に評価されてきたが、施 設拘禁の代替として効率的で資金のかからぬことが明らかとなった。 性犯罪者に対する地域告知は集中監督プログラムの監視の性能を高めるものではあるが、それは労働負荷の増加という犠牲を伴う。
- * 性犯罪者を刑務所から社会へと効果的に移行させるために―とりわけ 住居・雇用・および治療の領域において―十分な地域支援を確保する

こと。性犯罪者に対する就職斡旋の機会は限られているため、最も有能なプロベーション/パロール職員でさえ、非常に労力を要するこの職務の遂行に困難性を訴えている。

性犯罪者との面談の調査結果

この調査のもう一つの側面は、地域告知集会およびその拡大的告知活動(一般への公表)の対象者についての洞察であった。 ウィスコンシン州全体の地域において30名の性犯罪者と直接面接の面談が行われた。面談の対象者は、レベル3のSBN性犯罪者という立場、地域内への公表、調査への参加の意思に基づき選出された。施設拘禁された性犯罪者である二名の被面談者はパロール条件違反のために取り消し中であった。その他は地域の監督下にあった。全員が男性であった(図6)。

被面談者はこの調査目的、その秘匿性、および彼らの参加が自由な意思によるものであることを告げられた。書面による同意が各被面談者から得られた。面談対象者は地域告知についての各自の体験と、それが自分の生活に及ぼした影響について、一連の質問を受けた。

Exhibit 6. Descriptive statistics of the sample

| Descriptor | Sample N=30 |
|-------------------|----------------|
| Gender | |
| Male | 30 (100.0) |
| Female | 0 (0.0) |
| Race/ethnicity | |
| European American | 21 (70.0) |
| African-American | 5 (16.7) |
| Hispanic | 3 (10.0) |
| Native American | 1 (3.3) |
| Mean age | 40years |

Note: Findings are represented as frequencies, percentages. Percentages may not total 100 due to rounding.

Exhibit 7. Consequences of notification, as reported dy offenders

| Problem | Percentage Reporting |
|--|----------------------|
| Exclusion of residence | 83% |
| Threats/harassment | 77 |
| Emotional ham to family members | 67 |
| Ostracized by neighbors/acquaintances | 67 |
| Loss of employment | 57 |
| Added pressure from probation/parole agent | 50 |
| Vigilante attack | 3 |

被面談者一名を除き全員が、地域告知プロセスは刑務所から外の世界への自分たちの移行に不利な影響を与えたと述べた。失職、住宅からの締め出し、そして個人的な関係の崩壊が、拡大告知行為とそれに続く不利益なパブリシティが生み出したものとして頻繁に話された(図7)。77%が、日常生活での屈辱、隣人や終生の友人からの村八分、そして近隣住民や未知の人からの嫌がらせや脅しについて語った。自警的行為と見なされることで攻撃の的になった被面談者はただ一人ではあったが、全員が自己の身の安全に対して程度は様々だが懸念を表した。

面談を受けた性犯罪者の 2/3 はまた,地域告知が両親,兄弟姉妹,子を含む家族の生活にどれほど不利な影響を与えたかについて語った。数名が感情的に痛ましい例を引用した。ある被面談者は新聞の告知記事に起因する母親の苦痛と意気消沈を語り,ある者は自分の息子がチームメートから嘲られたためフットボールチームを辞める決心をしたと話した。またある者は,自分の妹が以前の友人にどのようにして避けられたかを話した。被害者と同じ地域に住む 5 人の被面談者は,拡大告知とそれによる更新された公衆の注目が自分たちの被害者にどのように影響しうるかという懸念を述べた。

地域告知が性犯罪者の監視の仕方に与えた影響についての性犯罪者の意見は雑多であった。19名(63%)は自分とそのプロベーション/パロール職員との関係が支持できるものだとした。が、残り11名(37%)はその関係をあ

まり好意的でない言葉で述べた。多くの被面談者は監督のいくつかの条件に ついて深く反感を有していたし、自分の事件の有する非常に高度な立場上の 性質がもたらすプレッシャーに対して、担当職員が懲罰的に対応したと感じ た者もいる。

同州の何百人もの地域告知のための性犯罪者の中から、任意に選抜された ことへの不満を述べる性犯罪者も数名いた。彼らは、居住場所を見つけるこ とと什事口を維持することの難しさについて、地域告知及びメディアの扇情 主義に起因すると語った。自分たちが最小警備刑務所とか矯正センター内の 施設を受け入れざるを得なかったのは地域内に代替となる住居がなかったた めだと憤る者もいた。拡大的地域告知は性犯罪者を復帰させるための住居な どを定めるうえで、非常に大きな障害を生み出している。

逸脱した性的行動に対する治療を受けている人々は、たいていの場合、地 域告知がこの治療の妨げにはならなかったと指摘した。だが、性犯罪者釈放 に対する地域内の公衆の反応は、自分の治療仲間から初めてコメントをされ る場合を除き、治療の際に自尊心や「告白の」意思に否定的に影響するもの と考えられた。しかしある被面談者は、地域告知が、自分の犯した犯罪を十 分に理解し責任を負うのに実際に役立ち治療を進めたと語った。

地域告知法により自分の行動が公衆の目にさらに多く触れるため、再犯が 抑止されると思っている性犯罪者は、被面談者の中でほんの少数であった。 多くは、この法が逆効果を与えると思っていた。多くが、自身の地域告知の 苦い体験から、巨大なプレッシャーを公衆及びメディアから受けたので、こ のプレッシャーは自分たちの多くを刑務所に戻すことになるだろうと指摘し た。

性犯罪者面談から導き出されたこと

* 性犯罪者の地域へのよりよい復帰のために、住宅・雇用・治療の充実 を図ること。安定した住居、生産性のある職業活動、そして効果的な 治療は、社会においてこの犯罪者グループの行動を管理するための前 提条件である。

* 公衆を刑務所から釈放された性犯罪者から守る責任を有する機関とニュースメディアとの協力を育成すること。メディアは性犯罪者に関して法執行及び矯正機関の政策・手続き・活動について正確に知らされる必要がある。法執行及び矯正機関とメディアとの協力は、性犯罪者を扇情的に扱ったり区分を誤るといった、結果として公衆の過剰反応に至るような誤解と問題を防ぐであろう。

結 論

ウィスコンシン州における性犯罪者地域告知法の影響についてのこの調査は、法執行、プロベーション/パロール機関、地域、そして性犯罪者の間に、このプロセスの認知及び反応について、経験に基づく豊富なデータを提供する。同法の地域保護という第一目的は果たされつつあるが、法執行及び矯正機関は職員、時間、そして予算などの点で高いコストを負担することを調査結果は示した。地域告知法はまた、性犯罪者と特定された者に対する個人のコストをも伴っている。

法執行にとり、適切なレベルの告知を決定し情報を収集し集会を開催するためには相当な数の人員が必要である。性犯罪者の住居近隣で定期的にパトロールすること、住居へ適宜点検訪問することは、諸機関にとって新たな負担である。機関、団体、及びグループを対象にした告知でさえ、法執行機関にとってはさらなる責任増加となっている。さらに、法執行はしばしば、性犯罪者について住民に告知するための地域集会を準備開催するにあたり中心的な役割を果たしている。

プロベーション/パロールの担当班は、性犯罪者のために地域内に住居を探し出すという重責を担うが、これは時間を浪費しフラストレーションが溜まる職責である。監督、家庭訪問、家主や雇用主その他との付随的な接触、そして性犯罪者の警護もまた、警察職員の労働時間の多くを費やす。最後に、職員は現在、SBN性犯罪者に対する地域告知集会に直接関わっている。要

するに、プロベーション/パロール取扱件数はすでに大量であり、さらに、 性犯罪者の監督には膨大な時間を要するのである。

一般大衆にとっては、地域告知は近隣に住む特定の性犯罪者について情報 を得るためばかりでなく、監視ネットワークの一端を担うかどうかの選択の 機会をも提供する。告知を性犯罪者に関して公衆を扇動するために利用する ことも出来れば、抑止手段について公衆を教育するために利用することも出 来る。性犯罪者の再統合を援助し常習性を抑止するに当たって、地域の資源 がこの教育プロセスの一部に組入れられることが重要である。

性犯罪者にとり、住居及び就職は最も差し迫った急務である。犯罪者の心 配は、嫌がらせ、頻繁に転居せざるを得ないこと、そして地域の住居を出て 矯正施設に入る可能性にある。また,地域告知から生じる家族へのストレス も懸念のもとである。地域告知によりこうした個々人の多くに加えられるプ レッシャーは、地域監督の下での成功か失敗かの一要因として、さらに検討 の必要がある。

論点と調査結果

- * 本稿の概述: 性犯罪者の地域社会への釈放と再統合に関して住民に注 意を喚起する権限を機関職員に与えるウィスコンシン州地域告知法に ついて、住民・法執行・プロベーション/パロール執行官・性犯罪者 により認知された影響についての評価。
- * 重要な論点:性的被害を抑止するために、諸州は地域告知法を制定し、 有罪宣告を受けた性犯罪者が近隣に移住移転したときには、住民に知 らせてきた。しかしこうした法律が地域住民、法執行資源、プロベー ション/パロール職員資源そして犯罪者に与える影響について調査し たものはない。これらグループのそれぞれを調査し、告知法の有効性 を検証、さらなる研究領域を特定、そして政策発展関係を強調した。
- * 重要な調査結果:三つのタイプの告知法がある。①近隣に移住した性 犯罪者について法執行機関が住民に注意を喚起するタイプ。②関連デ

ータを求める住民に入手できるようにするタイプ。③未成年者への性 犯罪で有罪宣告を受けた者に、自分が性犯罪者であると自認するよう 求めるタイプ。ウィスコンシン州は第1のタイプの法律であるが、そ の調査結果には以下が含まれた。

+公衆は告知集会の目的と告知法の制限についてのさらなる情報を必要としている。告知集会に出席した住民のほぼ 1/5 (18%) は,集会が,犯罪者を近隣から閉め出すための公開討論会となることを望んだ。

+告知集会出席者のうち、性犯罪者について懸念を高めた人と懸念を 鎮めた人は集会後ほぼ同率となった。集会での最大の関心は、犯罪者 の被害者となるのではないかとの恐怖、犯罪者の過去、そして特定の 近隣地域にその犯罪者を入れたのは誰であるかを特定することであっ た。

+法執行機関は告知法の規定する職務の遂行の上で問題となるようなことをほとんど経験しなかった。しかし、告知に必要な労働資源のコストは論点の一つであった。多くの機関が他の機関と協力して集会を計画することにより利益をこうむった(例えば郡の法執行とプロベーション/パロール機関)。

+告知法は、特別公表告知(SBN)事件に対し、とりわけより高度な監視を要する性犯罪者を受け持つプロベーション/パロール職員の労働負荷を増大させた。機関職員は平均して最低5件のSBN事件を担当した。性犯罪取扱件数の総平均は25件であった。

+告知地域に釈放された性犯罪者のための住宅資源はほとんどなく, とりわけ拡大告知の対象となる犯罪者の事件においてはほとんど皆無 であった。

+告知法が常習性に与える影響を確証するためには更なる研究が必要である。公衆とメディアから与えられたプレッシャーで多くが刑務所に戻ることになるかもしれないと語る犯罪者もいた。

- (1) Bedarf, A. R. "Examining Sex Offender Community Notification Laws", California Law Review 83 (3) (1995): 885-939; Matson, Scott, and Roxanne Lieb, Sex Offender Community Notification: A Review of Laws in 45 States, Olympia, WA: Washington State Institution for Public Policy, 1997.
- (2) Ibid.
- (3) 告知集会に用いた調査票は多重回答と自由記述式からなる18項目の質問票。 明快さと妥当性を確かめ、曖昧不明確性を取り除くために、住民グループを対象 にプレテストを行った。
- (4) この回答サンプルには、1名~25名の宣誓職員を有する116機関、26名~100名の59機関、101名~150名の4機関、151名~500名の8機関、501名以上の1機関が含まれた。拘留の任務を担当する機関職員は数に含めなかったが、これはその多くが性犯罪者の登録の任務を遂行したとはいえ、性犯罪者地域告知との関わりはわずかに過ぎなかったためである。サンプルの回答者は、より大規模の警察局を平均以上の率で表すが、ウィスコンシン州のシェリフの部局については正しく反映するものである。
- (5) 調査の64%の性犯罪者担当職員はその取扱件数中に少なくとも5件のSBN 事件を抱えていると報告した。
- (6) Wisconsin Chiefs of Police Association, Badger State Sheriffs Association, and Wisconsin Department of Corrections, "Sex Offender Registration and Community Notification: Guidelines for Wisconsin Law Enforcement", Madison: Wisconsin Department of Corrections, 1997: 9.
- (7) 1999年12月現在、犯罪が行われたときに性犯罪者の家族または義理の家族であるか、性犯罪者の所帯に同居していた犯罪被害者のなかで、地域告知対象となった者はいない。「ガイドライン」はこうした状況を避けたいという重大な願望を基礎としている。「個人の被害者が所帯に同居しているか家族であるかという点を考慮に入れることは重要である」。

(英文文献)

- Finn, Peter, Sex Offender Community Notification. Research in Action. Washington, DC: U. S. Department of Justice, National Institute of Justice, 1997, NCJ 162364.
- National Criminal Justice Association, Sex Offender Community Notification: Policy Report. Washington, DC: National Criminal Justice Association, 1997.
- Poole, Carol, and Roxanne Lieb, Community Notification in Washington State: Decision-Making and Costs, Olympia, WA: Washington State Institute for Public Policy, 1995.
- Pullen, Suzanne, and Kim English, "Law Enforcement Registration and Commu-

nity Notification", in Managing Sex Offenders in the Community, ed. K. English, S. Pullen, and L. Jones, Lexington, KY: American Probation and Parole Association, 1995.

Schram, Donna, and Cheryl Milloy, Community Notification: A Study of Offender Characteristics and Recidivism, Seattle: Urban Policy Research, 1995.